

1. 件名：福島第一原子力発電所における循環注水冷却・滞留水等に係る定例会
2. 日時：令和5年10月20日（金）10時30分～11時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

松田室長補佐、森審査班長、山下専門職、横山係長、元嶋専門職、椎名係長、
正岡企画調査官（テレビ会議システムによる出席）

福島第一原子力規制事務所

高松原子力運転検査官（テレビ会議システムによる出席）

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 担当4名（テレビ会議システムによる出席）

プロジェクトマネジメント室 担当1名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、資料に基づき定例の報告内容について説明があった。
- 原子力規制庁は、上記説明について確認するとともに、以下のとおりコメントした。
 - 定例の報告内容のサブドレンNo. 40周辺のPCB含有絶縁油拡散抑制対策について、本対策のきっかけとなった漏えい事象への対応状況を説明すること。
- また、原子力規制庁は、東京電力に対し、平成23年6月9日付「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における高濃度の放射性物質を含むたまり水の処理設備及び貯蔵設備等の設置について（指示）」（平成23・06・08原院第6号）に基づき週に一回提出されている報告文書「福島第一原子力発電所における高濃度の放射性物質を含むたまり水の貯蔵及び処理の状況について」について、以下のコメントを伝えた。
 1. 当該文書のうち、汚染水の貯蔵・処理状況を踏まえた今後の見通しに係る部分（(1)短期見通し、(2)中期見通し）については、同発電所内の汚染水の処理の進捗等を踏まえ、継続して安定的な貯蔵・処理を行うことができ、滞留水貯蔵施設等における水位変動が通常範囲に収まることが確実な場合はその旨を報告することで足りること（定量的な評価は不要）。一方で、計画的な作業や異常の発生等に伴い、滞留水貯蔵施設等における水位変動が通常と異なることが見込まれる場合は、定量的な評価を付した形式で報告すること。
 2. 当該文書のうち、汚染水の貯蔵・処理状況の実績については、引き続き現行の形式で報告すること。
 3. 本年10月18日付けの第621報において、地下水・雨水流入量が -162m^3 /週を計上した件について、理由について整理した上で再度説明を行うこと。
- 東京電力から、上記について了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：

- 汚染水対策スケジュール
- 水処理設備の運転状況，運転計画（2023年10月6日～2023年11月2日）
- 地下水ドレンの稼働状況について
- サブドレン稼働状況について

以上